

キャッシュレス・消費者還元事業に係る特約

第1条(目的)

本特約は、一般社団法人キャッシュレス推進協議会(以下「事務局」)が行う「キャッシュレス・消費者還元事業」(以下「本事業」)に登録する加盟店(以下「対象加盟店」)において、当社が発行するクレジットカードおよびプリペイドカード等(第2条にて別途定める)のキャッシュレス決済手段を利用した場合に消費者還元等を受けるための条件等を定めたものです。

本特約は、「日専連カード規約」又はプリペイドカード規約の一部をなすものとし、会員は、消費者還元等を受ける場合、本特約に同意のうえ、還元を受けるものとします。なお、本特約で使用している用語の定義については、本特約で特段の定めがない限り、カード規約の定めに従うものとします。

第2条(対象カード)

当社が発行するクレジットカード(法人カード除く)及びプリペイドカードのうち、当社が別途指定するものとします。

第3条(対象加盟店)

対象加盟店は、本事業に登録している加盟店とします。なお、対象加盟店については、事務局のホームページ等により確認できます。

第4条(還元方法)

1. 日専連クレジットカードの場合

対象加盟店において、日専連クレジットカードによるキャッシュレス決済を利用した場合、ご利用額に還元率(5%もしくは2%)をかけた金額を、翌月の請求額から減算(割引)いたします。還元の上限額は1か月15,000円となります。

※法人カード決済は消費者還元の対象外になります。

※ETCカード決済は消費者還元の対象外になります。

2. 日専連プリペイドカード

対象加盟店において、日専連プリペイドカードによるキャッシュレス決済を利用した場合、ご利用額に還元率(5%もしくは2%)をかけた金額を、ご利用日の翌日にプリペイドチャージとして残高へ加算いたします。加算分については、通常のプリペイドチャージ分として翌日以降のお買い物にご利用いただけます。還元の上限額は1か月15,000円相当となります。

※1、2ともに還元(減算等)を受けるにあたり、個別の申込や申請は不要です。

第5条(利用の無効又は取消時等の対応)

消費者還元(請求時減算等)の対象となる取引が無効又は取消しになった場合、消費者還元は行われぬものとし、また、当該無効又は取消しに係る取引分がすでに会員に還元されていた場合、会員は、当該無効又は取消しに係る消費者還元分に相当する金銭を当社が別途指定する方法で返金するものとし、

第6条(不当な取引行為の禁止等)

会員は、自ら又は第三者をして以下に定める不当な取引行為を行ってはならないものとし、

- (1) 他人のクレジットカード等のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (2) 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事実を照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は、他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (3) 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、クレジットカード利用等のキャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (4) 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱ひ、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (5) 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- (6) 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- (7) その他公募により経済産業省から採択された本事業の執行団体である事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

第7条(調査協力)

1. 当社は以下のいずれかの事由に該当した場合、会員に対して、書面の送付、電子メールの送信、電話等により、対象カードの利用状況等当社が指定する事項について確認を求め、会員はこれに応じるものとし、
 - (1) 事務局から調査の指示を受けた場合
 - (2) 会員が第6条に該当する取引を行った疑いがあると当社が判断した場合
 - (3) 前号以外で、会員が本特約に違反する疑いがあると当社が判断した場合

(4) 前各号に規定する他、会員の利用状況について確認する必要があると当社が判断した場合

2. 前項に基づき当社から確認があった場合、会員は、遅滞なく当該確認に応じ、当社が指定する方法で回答するものとします。

第8条(会員資格の停止、取引の停止等の措置)

1. 当社は、会員がカード規約の他、本特約のいずれかの規定に違反し又はそのおそれがある場合、対象カードを含むカード利用を停止し、キャッシュレス決済に基づく消費者還元を停止することができるものとします。

2. 会員が、本特約に違反して消費者還元(請求時減算等)を受けている又はそのおそれがある、若しくは第6条に定める不当な取引に関与している又はそのおそれがあると当社が判断した時は、当社は事務局に当該事実を届け出ることがあるものとします。

第9条(損失又は損害発生時の措置)

不当な取引を行った会員は、自己の行った不当な取引により、国・事務局又は当社に損失が発生した場合には、損失額に相当する金額を賠償するものとします。

第10条(有効期限)

本特約は2019年10月1日より効力を生じ、2021年3月末日まで効力を有するものとします。

第11条(本特約の改定)

当社は、ホームページへの掲載その他相当な方法で告知することにより、本特約を改定できるものとします。改定後の本特約は、告知に記載された適用開始日から適用されるものとします。会員は、本条に異議なく承諾するものとします。

以上

2019年10月1日